

# 「中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事における環境保全について」 に対する助言

## I 総論

### 1 全般的事項

- (1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、「中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事における環境保全について」（以下「環境保全計画書」という。）に記載した環境保全措置を確実に実施し、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。
- (2) 工事の実施等による環境への影響を鋭敏に捉え、環境保全計画書に記載した内容以外にも、状況に応じて適切な環境保全措置を講じる等、積極的かつ柔軟な対応を行うこと。

### 2 水環境

- (1) 工事排水の放流に当たっては、漁業権者である下伊那漁業協同組合、河川管理者等の関係機関と十分な協議を行い、周辺に生息する魚類等に影響を及ぼさないよう必要な対策を講じること。
- (2) 水資源のモニタリングの実施内容における、「土壌汚染状況調査等の結果と、土壌汚染対策法に定める基準との差が小さい場合」とはどのような場合か環境保全計画書に具体的に追記すること。

### 3 その他

工事用車両の運行に当たっては、歩行者や一般車両の安全が確保されるよう、関係機関や地域住民と協議や調整を行い、必要な対策を講じること。

## II 土曾川橋りょう橋脚での要対策土の使用

事業者が、実行可能な範囲内でできる限り環境への影響を回避・低減するという環境影響評価のベスト追求型の視点に立てば、土曾川橋りょう周辺は、住居が多く存在し、地下水位が高く水利用もあることを踏まえ、本来は、当初計画どおり現地発生土の使用が好ましいと考えられる。その上で、要対策土の使用に当たっては、環境保全計画書に記載している内容に加え、以下アからサに記載の対策を講じること。

### <環境保全措置>

ア 要対策土の運搬や橋脚基礎部への投入に当たっては、例えば運搬車両のタイヤ・車体に付着した要対策土の洗浄、住宅街の運搬を可能な限り避ける運行ルートを選定、容器を用いた投入等の具体的な対策を検討し、要対策土の飛散・流出の防止を徹底すること。

#### <水質調査>

イ 橋脚基礎部の河川下流側のみではなく、上流側においても同時に河川の水質の調査を行い、水質への影響を的確に把握すること。具体的には、環境影響評価技術委員会において追加するとした内容を確実に実施すること。

ウ 地下水の流向は、重金属等の漏洩による地下水への影響の有無を把握する上で非常に重要な情報であることから、現時点で想定される橋脚基礎部付近の地下水の流向とその根拠を環境保全計画書に追記すること。

加えて、今後、橋脚基礎部付近の地下水の調査データをもとに、季節変動を含めた詳細な地下水の流向を把握し、環境保全計画書に追記するとともに把握した結果を踏まえて適切な地下水の水質調査地点を設定すること。

エ 橋脚基礎部の下流域では、地下水や土曾川の用水が田畑や養魚場で利用されていることから、飯田市と調整の上、それらの水利用への影響の有無及び程度を的確に把握できる地点においても、継続的に水質調査を行うこと。

オ 要対策土に係る地下水や河川水の調査結果について速やかに分かりやすく公表するとともに、関係機関や地域住民への丁寧な説明に努めること。

#### <異常時の対策>

カ 地下水の水質の調査結果が環境基準に適合しない場合や、基準に適合する結果であっても橋脚基礎部から重金属等が漏洩したおそれがあると考えられる場合の具体的な対策を環境保全計画書に追記すること。また、これらの場合には、直ちに関係機関や地域住民へ情報共有を行うとともに、必要な対策を講じること。

キ 橋脚基礎部から重金属等が漏洩した場合に備え、橋脚基礎部の破損箇所の修復や原因物質の除去等の汚染源への対策も予め検討しておくこと。

#### <その他>

ク 橋脚基礎部において要対策土を使用するに至った経緯、使用する要対策土に含まれる物質の種類や濃度、及び要対策土の運搬車両の運行計画台数を環境保全計画書に追記すること。

ケ 周辺の地形・地質や活断層の状況を的確に把握するとともに、その内容を踏まえて土石流や断層変位による重金属等の漏洩のリスクを予め想定し、飯田市及び地域住民と共有しておくこと。

コ 当助言を踏まえた環境保全計画書の変更部分をはじめ、新たに見直した計画や対策の内容について、飯田市及び地域住民に丁寧に説明すること。

サ 新たに要対策土を運搬する計画への変更に伴い、温室効果ガスの排出量の増加が見込まれるため、環境保全措置の実施を徹底し、排出量のより一層の削減に努めること。